

令和2年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第6日目）
経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 令和2年9月18日（金） 午後0時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）
議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 姫 路 敏 君 | 2番 | 山 田 勉 君 |
| 3番 | 大 滝 国 吉 君 | 4番 | 菅 井 晋 一 君 |
| 5番 | 尾 形 修 平 君 | 6番 | 川 村 敏 晴 君 |
| 7番 | 川 崎 健 二 君 | 委員長 | 大 滝 国 吉 君 |
| 副委員長 | 小 杉 武 仁 君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員
高 田 晃 君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|-------------------|-----------------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 建 設 課 長 | 伊与部 善 久 君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 須 貝 民 雄 君（課長補佐） |
| 同 課 管 理 室 長 | 風 間 貴 志 君（課長補佐） |
| 同課日沿道対策室長 | 高 橋 和 憲 君（課長補佐） |
| 都 市 計 画 課 長 | 大 西 敏 君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長 | 淺 野 宏 君（課長補佐） |
| 同 課 都 市 政 策 室 長 | 小 野 道 康 君（課長補佐） |
| 同 課 都 市 政 策 室 係 長 | 佐 藤 俊 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 山 田 知 行 君 |
| 同 課 上 下 水 道 課 参 事 | 今 井 雅 仁 君 |
| 荒川支所産業建設課長 | 渡 邊 修 君 |
| 神林支所産業建設課長 | 瀬 賀 豪 君 |
| 朝日支所産業建設課長 | 加 藤 泰 君 |
| 山北支所産業建設課長 | 小 田 和 弘 君 |
- 9 議会事務局職員
- | | |
|-----|---------|
| 局 長 | 小 林 政 一 |
| 書 記 | 中 山 航 |

（午後 0時59分）
特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○当特別委員会の審査については、当特別委員会に設置した経済建設分科会の所管事務について審

査することとし、同分科会の審査については、分科会の会長には常任委員長が、副分科会長には常任副委員長が就任し、議事運営することとした。

分科会長（川崎健二君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第121号及び議第125号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分について審査した後、議第121号及び議第125号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

朝日支所産業建設課長 昨日尾形委員のほうからご質問のあった朝日まほろば夢農園の利用特典の商品券はどうなっているのかということだが、農園利用者へは農園の管理業務を委託している朝日まほろば夢農園管理組合から1万円分の朝日みどりの里の利用券、または地元の特産品の詰め合わせを特典として利用者へ提供している。以上だ。

尾形 修平 それは分かるのだけれども、この決算書にどういう格好で載っているのかということを昨日質問したのだけれども。

朝日支所産業建設課長 決算書のほうには載っていない。業務委託として管理組合のほうにこの特典分も併せて委託料としてお支払いのほうしている。

尾形 修平 委託料の中に含まれているという理解でいいのか。

朝日支所産業建設課長 そのとおりだ。

日程第11 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君、都市計画課長 大西 敏君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

（説明）

都市計画課長 それでは、歳入について都市計画分のご説明をいたす。予算書の10、11Pを御覧ください。15款2項4目土木費国庫補助金の説明欄1、社会資本整備総合交付金については、市道南中央線道路改良工事に対する交付金77万7,000円を交付決定に合わせ減額をお願いするものである。以上である。よろしく願います。

歳入

第15款 国庫支出金

（質疑）

なし

歳出

第8款 土木費

（説明）

建設 課長 それでは、予算書の22P、23Pをお開きいただきたいと思う。一番下のほうになるが、8款1項1目土木総務費、第18節の負担金、補助及び交付金だ。説明欄をちょっと御覧いただきたいと思う。1、土木総務管理経費の私道整備補助金で17万

6,000円の増額計上をさせていただいた。これは、今年度になって私道整備補助金の申請の相談があったが、この案件の申請予定額が現予算を超えるために不足分を増額計上としてお願いするものである。次のページをめくっていただいて、24P、25Pを御覧いただきたいと思う。2項2目道路維持費の第14節の工事請負費だ。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。道路対策事業経費の工事請負費で1,483万円の増額計上をさせていただいた。これは、蒲萄地内市道中小屋線の崩壊した路肩の本復旧に要する工事費だが、6月議会で補正のお願いをいたした当該測量設計委託料と併せて緊急自然災害防止対策事業債として12月に起債の二次申請を行う予定であったが、臨時での起債申請が可能となったことから、今回工事請負費の増額計上をお願いするものである。次に、その下、2、除雪対策経費の工事請負費で299万2,000円の増額計上をさせていただいた。これは、大毎地内の路面消雪に利用する河川水を取水するためのポンプが故障して使えなくなったために、取替え工事が必要となったことから工事費の増額計上をお願いするものである。次に、3、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費の修繕料で5,000万円を、施設維持保全業務委託料で2,800万円を増額計上させていただいた。これは、新型コロナウイルス感染症緊急対策における地域経済対策の一環として、道路修繕や支障木伐採等の委託業務を新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して行うものである。次に、4項3目河川海岸維持費、第12節の委託料である。同じく説明欄を御覧ください。1、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費の施設維持保全業務委託料で1,000万円の増額計上をさせていただいた。これは、道路維持費と同様であって、新型コロナウイルス感染症対策における地域経済対策の一環として、河川の支障木等の委託業務を新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して行うものである。建設課分は以上である。

都市計画課長 続いて、その下になる。8款6項2目街路事業費については、先ほど歳入でご説明いたしました交付決定に合わせ、交付金から起債への財源更正である。その下、6項3目公園費の説明欄1、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費については、施設維持保全業務委託料の1,100万円は緑町児童公園と城山児童公園の支障木伐採の業務委託料である。工事費1,200万円については、いこいの森児童公園の遊具設置工事である。以上である。

歳出

第8款 土木費

(質疑)

姫路 敏 ちょっと確認なのだけれども、除雪対策費、ポンプの交換ということなのだけれども、ポンプとかほかに上がりの悪いとか、そういったところというのは何か所ぐらいあるものか。

建設 課長 今回、これ消雪パイプでなくて、川の水を直接路面に流水させるポンプなのだけれども、山北地域でもう一か所あって、それについてはもう既に進めているけれども、今回これ後から出てきたものである。あと、消雪パイプについてはほぼほぼ何十年もたっていて、悪いものから順次洗浄とか、いろいろな形で対応はさせていただいているけれども、かなりやっぱり古くなってきているので、数は、水の出が大分悪くなっているものが結構あるかと思う。

姫路 敏 それで、いわゆる井戸もあまり掘れないというか、地盤沈下ではないけれども、海

水が入ってくるというような結論が大分前に出ているのだけれども、それ以後あまり進めていないというのが現状なのだけれども、前に瀬波の処理場の水、これは海に捨てているのだ。いわゆるきれいになった水を捨てている。ただし、それを瀬波1号線のところにでもまず試験的にやってもらえないかということの前に私言って、市長さんも随分乗り気だったのだ、それについてみれば。ただ、そのまま捨てている水だからといって、きれいにはなっているのだけれども、やっぱりちょっと感情的なところもあるので、それするには国のほうで一回また浄化させて、ある程度浄化させて、それを使えばというようなことがある。前の下水道課長の早川さんが随分勉強なされて、量とかも全部はじき出したのだけれども、それを再利用というか、捨てている水を再利用してできないかなど。今後消雪パイプといっても、もう限りはあるのだらうけれども、井戸の水も掘れないということになれば、ぜひそういう方向性で瀬波1号線の辺りでも、すぐ脇だから、目の前だから、あの処理場の。どうかなと思うのだが、どういうふうなこと、検討もしたことないか、こういう話。

建設 課長 ちょっと私どものほうで直接的に、今下水道の前課長さんが調査していたという話は聞いているのだけれども、具体的にそれ以降の話お聞きしていないので、その辺の内容をお聞きした中で、検討できる部分についてはちょっと検討は考えさせていただきたいと思う。

上下水道課長 瀬波1号への消雪パイプの利用、当然私どもでできることは場内にそのろ過したものを受けて、それを道路管理者のほうに引き渡して消雪パイプにするという形になると思うのだけれども、当然ろ過のところまではうちで、あとは道路管理者との協議という形になるところまでのお話があったということは伺っている。

姫路 敏 私、当時というか、途中で2年間ぐらい引退してしまったものだから、その辺追求というか、ご提案もできないでいたのだが、実を言うと処理場の瀬波のあそこは旧村上市と、あと旧村上市の町なかと瀬波と岩船のあの汚泥を全部処理しているわけだ。風向きによってはやっぱりいい香りがしてくる場合があるのだ、はっきり言って。それを考えてみると、やっぱり背負っているところ、私の家から下のほうの松波町というところは全く消雪パイプがないわけなのだ。かわいそうに、私のところのそこでストップされて、あそこが一番臭いにおいを背負っているところなのに、そういうまずインフラの整備もやっぱりしっかりやって、せっかく捨てている水を利用できるのであればやろうということで早川さんも一生懸命になってくれたのだらうけれども、全く止まっているということはちょっとあれなので、もし前向きにもう一回考えて、捨てている水の有効利用だから、国のほうもそれ推進しているのだ、実を言うと。処理場の水を捨てるのではなくて再利用、そういうところも含めてちょっと考えていただきたいと思うが、どうか。

上下水道課長 中のほうに今先ほど言ったように処理をして、ろ過をしてという、あそこのヤードの中でできるかどうか、可能かどうかという検討は当然されて、早川さんから当然引き継ぎを受けて、そこまでの検討はされている。あとは、道路管理者との協議の中で検討を進めていくという形になってしまうのだけれども、ちょっと建設課長とも今後協議をしながら模索させていただきたいと思う。

姫路 敏 建設課のほうでも、あれ市道なので、あそこ。ぜひ前向きにトライしてもらいたいわけだ。それうまくいけば多くのところの処理場を持っているようなところで、消雪パイプのない、あるいはその井戸を違うところに持っているの、その井戸の

- 水を。そういった観点からいうとすごく画期的だと思うので、建設課のほうもよくちょっと検討してもらいたい。いかがか。
- 建設 課長 具体的に今委員おっしゃるようなことについては重々理解しているつもりであるので、内容等もう少し調査した中で検討させていただきたいと思う。
- 姫路 敏 副市長、今の考え方は副市長いらっしゃるときにも私言ったことあるかなと思うのだけれども、たしかそのような気がするが、いかがか。
- 副 市 長 今のことについては、以前お伺いしたというふうに記憶をしている。両課の課長が申し上げたように、研究するということで取扱いをさせていただきたいと思う。
- 尾形 修平 23Pの土木総務管理費の私道整備補助金なのだけれども、これ箇所というか、場所はどこか。
- 建設 課長 村上地域の瀬波地区だ。
- 尾形 修平 この私道整備補助金なのだけれども、たしか私の記憶だと上限100万円で3分の1補助だというふうに思っているのだけれども、今町内とか地域である程度のまとまったお金をなかなか捻出するのがやっぱり困難なわけだ。基本的に私道なので、利益者負担というのも当然考えられるのだろうけれども、補助の上限を3分の1ではなくて、できれば2分の1ぐらいまでに引き上げるということは可能なのではないかなど。金額的にそんな大きい金額になるわけないし、今現状、年に1本、2本の多分申請だと思うのだ。その辺いかがか。
- 建設 課長 おっしゃるとおりなのかなど。私どもも私道以外で私道についてはなかなかやっぱり手を入れられないということで、地域の皆さんの負担を少なくするためにこの補助金使っているところなのだけれども、近年で申し上げると、なかなかやっぱり補助金額が少ないから申請がないのか、ちょっと分からないけれども、なかったのだけれども、修繕工事もオーケーということでちょっと要綱を直したら、またちょこちょこ出始めているので、その頻度もちょっと見ながら、使う使わない別にしてご相談なんかもあるので、その辺の状況を見ながらまた判断させていただきたいと思う。
- 尾形 修平 ぜひ本当に集落維持していくのが大変な時代になっているので、その辺前向きに検討していただければというふうに思う。副市長からも一言もらえれば願います。
- 副 市 長 市の補助金の考え方として、これは私道に限らず30%というのを一つの基本にしているものだから、ほかとの補助金の整合性等も考えながら研究をさせていただきたいというふうに思う。

以上で質疑を終了し、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第121号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第12 議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 山田知行君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 使用料及び手数料

(説明)

建設 課長

それでは、21P、22Pをお開きいただきたいと思う。13款1項7目1節の道路使用料だ。備考欄を御覧いただきたいと思うが、内訳については御覧のとおりだが、建設課所管分では2の道路占用料が151件で1,970万5,912円、里道等占用料が212件で139万2,855円、4、行政財産使用料が4件で23万6,598円の収入済みとなっている。その下で2節河川使用料である。同じく備考欄を御覧いただきたいと思う。1、河川占用料だが、6件で4万3,065円の収入済みとなっている。次に、3節都市計画使用料である。同じく備考欄を御覧いただきたいと思う。4、ふれあい広場使用料だが、電話柱2本と、それから仮設足場の設置での一時使用によって1,740円の収入済みとなっている。

都市計画課長

同じく都市計画使用料、備考欄5、6の都市計画課所管分については、児童公園、公営住宅、開発緑地内にある東北電力、N T Tの電柱使用料である。同じく土木使用料、4節住宅使用料については住宅管理戸数236戸、駐車場66区画分の現年度分及び滞納繰越分の使用料になる。収入未済額の319万2,906円については現年度分で8世帯、滞納繰越分が12世帯、重複はあるが、全体で15世帯である。今年度7月末で約12万円が前年度より減額となっている。

建設 課長

続いて、25P、26Pを御覧いただきたいと思う。一番上のほうの3、道路幅員証明手数料については1件なので、省略させていただく。

都市計画課長

その下、2項6目第2節都市計画手数料については、備考欄に説明の申請や証明の手数料である。第3節住宅手数料については、旧荒川町公営住宅家賃の督促手数料である。

第14款 国庫支出金

(説明)

建設 課長

次に、14款1項3目災害復旧費国庫負担金、1節災害復旧費負担金だ。備考欄を御覧いただきたいと思う。一番下のほうの段になる。1、公共土木施設災害復旧事業費負担金で286万9,500円の収入済みである。これは、令和元年度6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震において、国庫負担法に基づく災害復旧事業の対象となった市道小俣18号線道路災害復旧工事ほか2件の国庫負担金となっている。次に、ページをめくっていただいて14款2項4目1節の道路橋りょう費補助金だ。一番下の段になる。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、社会資本整備総合交付金で2億1,628万4,000円の収入済みだが、これは令和元年度の現年分の国費だ。内訳については、道路対策事業経費で1億4,495万8,180円、除雪対策経費で6,650万820円、市道整備事業経費で482万5,000円となっている。次に、その下になるけれども、2、社会資本整備総合交付金（繰越明許分）で2,784万3,000円の収入済みだが、これは平成30年度からの繰越し分の国費だ。こちらの内訳については、除雪対策経費で1,974万円、市道整備事業経費で810万3,000円となっている。

都市計画課長

29P、30Pを御覧ください。一番上、備考欄3の社会資本整備総合交付金230万円については、坂町地内の都市計画道路南中央線道路整備の交付金である。次に、2節住宅費補助金、備考欄1の社会資本整備総合交付金2,626万7,000円は、村上市緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金、瀬波病院耐震改修工事分である。市営堤下住宅2、4号棟の配水管改良工事、あと木造住宅耐震診断業務に対する国からの交付金である。次に、3節都市計画費補助金、備考欄1の社会資本整備総合

交付金2,110万円は、歴史的風致形成建造物保存事業等に対する国からの交付金である。

第15款 県支出金

(説明)

建設 課長 31P、32Pをお開きいただきたいと思う。15款1項3目1節農業費県負担金だ。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、地籍調査事業費負担金で、地籍調査事業と社会資本整備円滑化地籍整備事業の合計の県負担金である。収入済額は1,456万5,000円で、いずれも国負担分を含めた県負担金となっていて、内訳は国が50%、県が25%で、合わせて75%の負担金となっている。

都市計画課長 35、36Pを御覧ください。15款2項5目第1節住宅費県補助金、備考欄2の要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金1,006万2,000円は、村上市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金(瀬波病院耐震改修工事分)に対する県補助金である。

建設 課長 次、37P、38Pの一番下の段になるが、15款3項3目第1節の河川費委託金である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、河川維持管理委託金で、県管理の2級河川の草刈り等維持管理に係る県からの委託金であって、収入済額は1,403万6,000円となっている。続いて、ページをめくっていただいて39P、40Pを御覧いただきたいと思うが、2節港湾費委託金だ。同じく備考欄を御覧いただきたいと思うが、1、港湾統計調査委託金で、岩船港の統計調査に係る県からの委託金であり、収入済額は5万5,000円となっている。以上である。

都市計画課長 その下になる。3節住宅費委託金、備考欄1の県営住宅管理委任交付金1,014万6,991円は、県営住宅の管理委託金として家賃収入の約23%が市に交付されたものだ。備考欄3の県営住宅特別修繕交付金818万6,941円は、県営住宅の修繕費の交付金である。

第16款 財産収入

(説明)

都市計画課長 同じく39、40P、16款1項1目第1節土地貸付収入については、市内にある県営住宅の敷地の貸付収入である。

第20款 諸収入

(説明)

都市計画課長 次に、43、44Pを御覧ください。20款2項1目第1節市預金利子については、金融機関への定額貯金等として管理している満期払戻金の利子である。次に、45、46Pを御覧ください。20款4項1目第3節土木費貸付金元利収入については、旧山北町での住宅建設資金貸付預託金元金収入である。

建設 課長 ちょっと飛んで51P、52Pになる。真ん中辺りになるが、20款6項6目第7節の土木雑入だ。備考欄を御覧いただきたいと思う。7の白図等販売収入から11の荒川水系行政懇談会解散清算金までが建設課所管分となる。特に金額の大きいもので9、自動販売機手数料120万5,785円となっているが、これは日東道荒川パーキングの上下線に設置している2台の自動販売機の売上げに対する手数料となっている。以上だ。

都市計画課長 その下、備考欄12、13、14の都市計画所管分については、市営住宅の火災警報器の更新に対する補助金、台風等により修繕した物件の給付金、都市計画図の販売収入等である。以上、都市計画分の歳入の説明を終わる。

歳入

第13款 使用料及び手数料

(質 疑)

姫路 敏 22Pの備考のところ、使用料の市営住宅使用料、県営住宅はここには入ってこないのだけ。

都市計画課長 こちらに記載になっているのは市営住宅分のみである。

姫路 敏 県営のほうは、委託受けて集金とか何かしていなかったのだけ。ちょっと私勘違いしていればあれだけれども。

都市計画課長 市のほうで集金等管理はしているが、それは市の入ではなく県のほうにそのまま入をしていただいて、うちのほうは、一定金額を市のほうに交付されることになる。

姫路 敏 確認するが、徴収等は市がやって、もらってきたお金は県のほうにやるということではないのか。

都市計画課長 そのとおりである。

姫路 敏 そこで、毎年なのかもしれないのだけれども、滞納繰越分という部分があるが、今説明だと収入未済額のところ、未済額ということはまだこれから取るということか。その前の不納欠損額、この辺の状況というのをもう一回ちょっと説明してもらえるか。

都市計画課長 まず、市営住宅の・・・

姫路 敏 かいつまんで、85万3,900円の不納欠損額の世帯数と、分かったら教えてくれ。

建築住宅室長 不納欠損の内訳であるが、1世帯分85万3,900円となっている。

姫路 敏 今ちょっとよく分からない。1世帯と言った。

建築住宅室長 1世帯だ。

姫路 敏 1世帯で85万3,900円を不納なの、これ。

建築住宅室長 そのとおりである。

姫路 敏 分かった。生活しているわけだから、出ていけなんていうあれもできないのだろうけれども、なかなか厳しいな、これ。県のほうにはこの収入、入ってきていないけれども、県にやるわけだから。県のほうの状況も同じような似たり寄ったりか、これと。どうだ。

建築住宅室長 県のほうについても同じような状況である。

第14款 国庫支出金

(質 疑)

なし

第15款 県支出金

(質 疑)

尾形 修平 38Pの一番下段の河川維持管理料の委託金、これちなみに市で委託受けているというのは河川で何河川になっている。路線というか、河川。

建設 課長 県から委託を受けているものが旧町村単位でいろいろ違っているので、積み上げて

管理 室長 あるものあると思うので、ちょっと管理の室長のほうから説明させていただく。県から委託を受けている河川なのだが、三面川と門前川、小谷川、石川、それから山北の大川、小俣川、中継川、大毎川、荒川、勝木川ということで県の2級河川全てこちらのほうに委託している。

尾形 修平 ちなみに、この委託金の中身というか、どの辺までの委託料になっているのか。

管理 室長 委託内容か。

尾形 修平 委託内容。

管理 室長 委託内容については、県管理の河川の堤防あるいは河川の中の草刈りということになっている。

第16款 財産収入

(質 疑)

なし

第20款 諸収入

(質 疑)

なし

歳出

第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 それでは、歳出のほうの決算書111P、112Pを御覧ください。4款1項1目保健衛生総務費のうち備考欄6、簡易水道事業特別会計繰出金2億3,595万5,000円だが、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして7,388万9,000円、その他収入不足の補填分として1億6,206万6,000円繰り出したものとなる。続いて、備考欄7、上下水道事業会計繰出金1,324万7,000円だが、平成28年4月の蒲萄地区簡易水道、平成30年4月の南大平、指合、河内地区簡易水道及び平成31年4月の上山田地区飲料水供給施設の上水道統合に伴って統合前の簡易水道の建設改良に要した経費のうち、起債償還の利子分等として360万2,000円、元金分として964万5,000円を繰り出したものだ。

第6款 農林水産業費

(説 明)

建設 課長 決算書の129P、130Pをお開きいただきたいと思う。6款1項5目農地費だ。備考欄を御覧いただきたいと思う。4、地籍調査経費で2,065万9,494円の支出済みである。内訳については御覧のとおりとなっているが、特に大きいもので測量設計等委託料1,820万9,400円は、国土調査法第10条第2項に基づく調査業務委託2件に係った経費となっている。次に、ページをめくっていただいて131P、132Pを御覧いただきたいと思う。同じく備考欄を御覧ください。6、地籍調査事業職員人件費で1,205万555円の支出済みである。これは、地籍調査事業に係る職員2名分の人件費となっている。

上下水道課長 続いて、139P、140Pを御覧ください。6款4項1目農業集落排水処理施設費の備考欄1、集落排水事業特別会計の繰出金7億1,093万1,000円だが、起債の元利償還

金等に対する基準内繰り出しとして5億8,216万6,000円、その他収入不足の補填分として1億2,876万5,000円繰り出ししたものとなる。繰入れ先では起債償還費及び人件費等に充当している。

第8款 土木費

(説明)

建設 課長

それでは、147P、148Pの一番下の段になるが、8款第1項1目土木総務費だ。備考欄を御覧いただきたいと思うが、1、土木総務管理経費で227万6,328円の支出済みである。内訳については御覧のとおりであるが、主なものとしては事務補助の臨時職員賃金や郡市土木振興会のほか、各種協議会等の負担金や会費となっている。次に、149P、150Pの下段から151P、152Pになるが、備考欄を御覧いただきたいと思う。5、広域道路整備一般経費で137万7,200円の支出済みである。これも御覧いただいているとおり、一般国道113号道路改良促進期成同盟会のほか各種同盟会等の負担金、会費となっている。次に、151P、152Pで、同じく備考欄を御覧いただきたいと思う。6、土木総務費職員人件費で1億7,800万4,661円の支出済みである。これは、土木総務に係る職員23名分の人件費となっている。次に、8款2項1目道路橋りょう総務費である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、道路橋りょう一般管理経費で2,831万1,801円の支出済みである。内訳については御覧のとおりであるが、主なものとしては道路照明電気料等の光熱水費のほか、道路台帳補正における測量設計等委託料、清掃業務委託料などとなっている。次に、2、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費で554万4,680円の支出済みである。こちらについても内訳については御覧のとおりであるが、主なものとしては測量設計等委託料で日沿道のロングランプから道の駅朝日、7号につながる市道の用地の分筆登記申請業務等の経費となっている。次に、3、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費（繰越明許分）で315万8,100円の支出済みである。これは、道の駅朝日の拡張における土木造成基本設計業務に係った経費となっている。次に、2目道路維持費である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、道路維持管理経費で1億3,203万6,314円の支出済みである。主なものとしては道路修繕工事のほか、道路の除草や街路樹剪定等に係る業務委託等の経費となっている。次に、ページをめくっていただいて、2、道路対策事業経費で3億372万6,105円の支出済みである。主なものとして、道路法の規定に基づく市道橋137橋の橋梁点検業務委託や橋梁修繕計画策定業務821橋である。また、市道府屋温出線のり面対策工事のほか、14件の道路対策工事に係った経費となっている。次に、3、除雪対策経費で5億7,959万7,968円の支出済みである。内訳の主なものとして除排雪委託料が3億3,182万1,800円、除雪機械リース料で9,100万5,644円、また市道川部18号線消雪施設削井工事ほか4件の工事請負費で2,839万9,800円となっている。次に、4、除雪対策経費、繰越明許分で3,299万5,600円の支出済みとなっている。これは、平成30年度から社会資本整備総合交付金の繰越し分で、市道平林23号線消雪施設、散水管改修工事ほか1件の工事請負費となっている。次に、その下に予算流用の23万3,000円であるが、これ次の市道整備のほうへ流用させていただいている。内容については市道整備のところでちょっと説明をさせていただく。次に、8款2項3目道路新設改良費である。備考欄を御覧ください。1、市道整備事業経費で3,636万3,300円の支出済みである。これは、市道殿岡南大平線道路改良工事のほか5件の道路改良、舗装等の市

道整備に係った経費となっている。そこで一番下に土地購入費23万2,650円とあるが、これ先ほど道路維持費のほうからの流用で充てた用地購入費であるが、これ平成30年度に、市道諸上寺線という道路あるのだけれども、前に改良していたのだが、一部所有者の関係、事情あって買収できなかったものが相続の関係も終わったということであるということで、平成30年度に一回予算計上させていただいたのだが、相続が間に合わないということで、令和元年度に予算上げるかという話もあったのだが、相続等確定した時点で補正予算、もしくは流用でということであったので、所有者のほうから買収に応じるというご返事いただいたので、その分を利用していただいたというところである。次に、2、市道整備事業経費(繰越明許分)で1,400万5,440円の支出済みである。これは、平成30年度からの社会資本整備総合交付金の繰越し分であって、市道今宿7号線(第二村上街道踏切)の詳細設計業務委託のほか1件の測量設計等委託料となっている。

都市計画課長 その下、備考欄の3、村上総合病院移転新築周辺道路整備事業経費2億3,484万1,920円のうち工事請負費2億2,946万3,700円は、地区幹線道路、周辺道路、道路改良工事ほか7件の工事に係るものである。

建設 課長 次に、ページをめくっていただいて155P、156Pを御覧いただきたいと思う。同じく備考欄を御覧いただきたいと思うが、4、道路改良事業費職員人件費で4,671万9,319円の支出済みである。これは、道路改良事業に係る職員7名分の人件費となっている。次に、8款3項1目排水路維持費である。同じく備考欄を御覧いただきたいと思う。1、排水路維持管理経費で1,705万9,674円の支出済みである。内訳の主なものとしたしては排水路のしゅんせつ、清掃委託、また修繕のほか、山居排水路防草コンクリート舗装工事のほか2件の排水路の維持工事に係る経費となっている。次に、8款4項1目河川総務費である。同じく備考欄を御覧いただきたいと思う。河川総務一般経費で56万8,000円の支出済みだ。内訳は、県河川協会費のほか関係協会、同盟会等の会費や負担金となっている。次に、2、水辺の楽校経費で42万5,107円の支出済みである。内訳の主なものとしたしては、施設の維持保全業務委託料での4回の草刈り業務や清掃業務委託料で7回の清掃業務の委託料となっている。次に、2目の河川改良費である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、急傾斜地崩壊対策経費で691万5,174円の支出済みである。内訳については、花立地区の地滑り観測業務及び解析業務委託のほか、芦谷地区の急傾斜地崩壊対策事業のほか1件の県事業の負担金となっている。次に、2、河川整備促進経費で2,927万68円の支出済みである。内訳については、普通河川渡山辺里川河川改修工事ほか1件の工事請負費及びこれらの工事に伴う水道管移設や電柱移転等の補償料となっている。次に、3目河川海岸維持費である。同じく備考欄を御覧いただきたいと思う。1、河川維持管理経費で2,656万3,201円の支出済みである。内訳の主なものとしたしては、県から委託を受けている2級河川の除草の委託料のほか、普通河川寺小路堆積土砂撤去工事に係る工事請負費となっている。ページをめくっていただいて157、158Pを御覧いただきたいと思う。8款5項1目港湾管理費である。1、港湾一般経費で46万8,066円の支出済みである。内訳の主なものとしたしては、県の港湾協会等各種協会、協議会等の負担金、会費となっている。

都市計画課長 それでは、その下、8款6項1目都市計画総務費、備考欄1の都市計画総務一般経費394万6,734円のうち中ほど、工事請負費101万5,300円は、緑町児童公園内暗渠排水工事である。2行下の景観形成助成金117万5,000円は、建物の外観変更3件に対

する助成金である。続いて、備考欄 2、歴史的風致維持向上計画推進経費4,555万3,952円については、歴史的風致形成建造物保存事業補助金10件分、3,963万9,000円と建造物外観修景事業補助金3件分、418万円などである。次に、備考欄 3の人件費については、都市計画課 7人分の人件費である。同じページの下段になる。6項 2目街路事業費、備考欄 1の都市計画道路整備事業経費442万8,000円は、坂町地内の都市計画道路南中央線道路改良工事の工事請負費である。続いて、159、160Pを御覧ください。8款 6項 3目公園費、備考欄 2の都市公園整備経費543万円のうち、工事請負費496万8,000円については、都市公園における施設の整備、遊具修繕工事等である。ここでいこいの森児童公園、恐竜複合遊具の修繕を行ったが、こちらについては前年の都市計画公園の点検で使用不能となっていたが、住民や旅行者の強い要望を受けて、ゴールデンウイーク前に完成をさせるということで予備費を充当させていただいている。以上だ。

上下水道課長 同じページの159、160Pの下段になる。8款 7項 1目下水道整備費の備考欄 1、下水道事業特別会計の繰出金23億9,998万8,000円だが、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして21億1,994万3,000円、その他収入不足の補填分として2億8,004万5,000円繰り出したものとなる。繰入れ先は、起債償還費及び人件費等に充当している。以上で上下水道課分は終わる。

都市計画課長 その下、8款 8項 1目住宅管理費である。備考欄 1の住宅対策経費5,291万7,060円のうち、次のページ、161、162であるが、上から 2行目、修繕料1,199万2,824円は134件分の修繕経費である。中ほどの測量設計等委託料318万1,200円は、市営堤下住宅 2号、4号棟配水管改修工事管理委託業務委託料などである。4行下、工事請負費3,262万3,608円は、市営堤下住宅 2号、4号棟の配水管改修工事費1,842万3,900円及び空き家等修繕工事13件分、841万4,600円などである。続いて、備考欄 2、耐震改修促進事業経費4,063万4,360円は、木造住宅耐震診断補助金28万5,000円、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助 1件分、4,025万円などである。続いて、備考欄 3の人件費は、都市計画課 5人分の人件費である。以上で都市計画所管分の説明を終わらせていただく。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 それでは、199P、200Pをお開きいただきたいと思う。11款 2項 1目公共土木施設災害復旧費である。備考欄を御覧ください。1、公共土木施設災害復旧費で2,106万4,250円の支出済みである。これは、令和元年度 6月18日の山形県沖を震源とする地震のほか、6月、7月の豪雨による公共土木施設災害復旧に要した測量設計等委託料329万4,000円と工事請負費1,777万250円となっている。測量設計委託料については道路と河川を合わせて4件、それから工事請負費は同じく道路と河川を合わせて26件の復旧工事となっている。以上である。

分科会長 (川崎健二君) 休憩を宣する。

(午後 2時07分)

分科会長 (川崎健二君) 再開を宣する。

(午後 2時19分)

歳出

第4款 衛生費

(質 疑)

なし

第6款 農林水産業費

(質 疑)

菅井 晋一

地積調査なのだけれども、今はどの地域で実施されているか。

建設 課長

今は神林地区の塩屋地区と、それから猿沢地区をやっている。

菅井 晋一

この事業って財源はあったっけ。

建設 課長

特定財源ということ。ございます。先ほどもちょっと説明で申し上げたとおり、交付金が入っている。

菅井 晋一

正直なところ、最近なかなか進まないなというようなことがあって、朝日はずつとちびちび、ちびちびやってきたのだけれども、何か事業の進み具合がちょっと鈍っているのではないかなという話があるのだけれども、もう少し前進できるようにお願いしたいと思うのだけれども。

建設 課長

なるべく早くしたいということで、補助事業のほうにも地積調査事業の通常のもの、そのほかに社会資本整備円滑化の事業あるのだけれども、そっちの2つを入れながら、なるべく拡大するようにはしているの、思ったとおりにはちょっと進めないのだけれども、極力進めたいというふうに考えている。

第8款 土木費

(質 疑)

姫路 敏

154Pの3の道路新設改良費の村上総合病院の周辺道路の件だ。これは、私も一般質問でどうなるのだろうかということで、松山バイパス線のところとそれに至るまでのところを今やっているのだろうかけれども、松山バイパス線は県のお金でやっているのだろうかけれども、村上総合病院のところの今敷地できているよね、病院が。路線バスというのは、ずっと入って行って乗り降りか。

都市計画課長

私どもで整備する幹線道路を走って行って、病院の正面側のほうの乗り入れから病院敷地に入って、病院の玄関に行く前に少しバスだまりのような形で止まれるところがある。そこにバスが入って止まって、そこで乗り降りをして、そこからまた戻り、出ていくということで、私はその先のほうから出て、病院敷地から出るというふうに聞いていた。

姫路 敏

では、その幹線道路で乗り降りするのではなくて、奥まで入って行って、それは屋根ついているか、病院の。雨降りで、雨当たらなくても入れるか、乗り降り。どうだ。

都市計画課長

降りるところには、通路にカーポートの屋根のようなもので、簡易的なものだけれども、屋根がついて、そこを通過して玄関まで入れるようになっている。

姫路 敏

それとあと、その幹線道路、今周辺整備お金かけてやって、また今年もやるわけだけれども、緑町の原信さんから職安さんあるではないか。あの職安さん突き抜けてぐっと行くような予定というのはどうなのだろう、立てられないのだろうか。都市計画道路はそうはなっていないけれども、都市計画道路は跨線橋から下りてすぐ右

のほうに入る。あそこはもう家とかいっぱい建っていて現実的に無理なので、どちらかという目の前の職安さんどいてもらえば真っすぐ、お金かけずにというか、行けると思うのだが、その辺どうだ。早めにちょっと検討なさったらいかがか。

都市計画課長

委員ご指摘のように、確かに職安さんのところが非常にそのまま抜けると便利な道路になるかということは私も認識しているし、まちづくり周辺プランの中にもそのような形の記載もある。ただ、今現在、今おっしゃられたとおり、県道の都市計画道路ということで跨線橋を下りてミニ酒屋さん、元のところの辺りから行くような絵になっているが、一応整備していただくとなると県のほうにお願いということになるが、その変更等もあるし、實際上、ちょっとまだ周辺道路、松山バイパスでこのたびお話もあった環状3号等もある。今どこまでできるのかは分からないけれども、ちょっとまだそれよりもまたさらに先というか、まだ計画にのっていないところであって、ちょっとまだ具体的には難しいのかなというふうに考えている。

姫路 敏

決算なので、あれだけでも、ぜひそういったところの取組も今年度というか、来年度あたりから少し考えて、あそこは都市計画道路の変更、あるいは廃止も含めて考えなければいけないところなので、都市計画として一番そこはやらなければいけないところだと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

尾形 修平

162Pの住宅費なのだけれども、これ市営住宅に関連して、決算では今回のところで指摘するところないのだけれども、市の市営住宅の考え方として、坂町住宅、あと中川原住宅、入居者をもう募集していない状況なのだけれども、今後、市内でもかなりアパートが建っているし、市営住宅としての在り方というのをどう考えているのか、その辺お聞かせ願えればと思う。これ一般質問でやるような内容なのだけれども、今回決算の工事請負費が結構上がっているものだから。

都市計画課長

市営住宅については、市営住宅の長寿命化計画というものを立てる際に検討いたして、中川原住宅は建て替えでという、いろんな案がある中で建て替えでというふうな形で結論が出ている。まだちょっとその実施着手までは至っていないが、建て替えをベースにして、見直しがもうそろそろ来る予定になっているので、村上はそれをベースであるが、坂町、荒川地区か、そちらのほうのこともあるので、その中で全体的なところを少し検証をしなくてはいけないとは考えているが、基本ベース、今現在のところは中川原住宅の建て替え案で考えている。

尾形 修平

確かに中川原住宅は、低所得者の方が多分かなり多く入っていると思うのだけれども、今現状、そしたら市営住宅の入居率はどの程度で推移しているのだろう。最近、ここ数年で。

都市計画課長

率とはちょっとなくなっていないが、何世帯入れるうちのどれだけ空き家があるかというようなことでよろしければ。今令和2年の7月1日現在であるが、市営住宅、上の山、中川原、希望ヶ丘、堤下、坂町、前坪とあるが、管理戸数236戸のうち空き家戸数で一般空き家が19戸、政策空き家49戸で計59戸の空き家となっている。あと、県営住宅、こちらの上の山、南町、希望ヶ丘、堤下とあるが、全体管理戸数が224戸中一般空き家が23戸、政策がなく、合計としても23戸の空き家というような状況になっている。

尾形 修平

これ市内でも古くからアパート経営やっている方もおられるし、ここ最近だと大手のディベロッパーさんというかが入ってきて、具体的に言うと大東建託さんとか様々建っているよね。そんな中で市営住宅としてあるべき姿というのが俺はあると思う。昔の市営住宅ということと、今市で本当に市営住宅をしなければならないとい

う環境なのかというのを一度俺は検証してみる必要があると思うのだ。そんな中で古くからやっている、もう20年、30年やっているアパートがいっぱい空いているわけ。みんな新しいところ、新しいところに行くわけ。そういう状況も市のほうでちょっと調査していただいて、市営住宅の在り方について検討していただければなというふうに思うので、よろしくお願ひしたいと思う。答弁は要らない。

姫路 敏

今のところも含めて、私もこの前ちょっと調べていただいて、というのはあそこの前坪のところというのが、俺この資料もらった。入居者が47人、平均年齢が58歳、あそこはもう募集していないので、亡くなられるか引っ越すかという部分で、しかしながら市のほうであそこは募集していないから、今後いわゆる壊すのだということの方向性、いつ壊すかはまだ決まっていなくても。そうすると、入居者はまだ58歳だから、10年は住んでいくわけ。そうすると、心配になってきて、心配になっている方がいるのだ、荒川地区で。それで、それではということで堤下のほうの、いわゆる俗に言う親不孝団地なんて言われているけれども、あそこが市営のほうで34%、入居率。これ調べたら17入っている、50のところ。県営で50のところ12、だから24%だよ、これ調べていただいて。上のほうはみんな空いてくるわけだ、5階辺りが。もう足悪くて。非常に容易でない状況だけれども、だから結局何を言いたいか。前坪の人たち、悪いけれども、堤下のほうに行ってくれと言ってもなかなか行けない状況。あわせて、こういう状況の中で今尾形委員言うように、そこが取壊しになるといえば、さあどうすればいいといたら民間パワーだよ、これやっばり。坂町辺りでもアパートを経営していてという人たち向けに、そういう方に引っ越してもらって低所得者に対しての補助金制度をつくってやればいい。そうするとうまくいくと思う。ここでもし前坪のほうで、今計画ないけれども、中川原みたいに住宅をしっかりと今度造るといことになると民業圧迫になる。民間でアパートをやっている人たちにとってみれば非常にそれが怖い状況になるわけ。だから、よくよく考えてみれば、荒川地区のほうでそういう計画がないのであれば、そこで終わらせるのであればその人たちをアパートにやるような、そういう基本的な考え方を基にしてちょっと練ってもらいたいというのがある。今せっかくこうやって決算出ているのだから。どうだ。

都市計画課長

委員のほうから以前にもそのお問合せでお話いただいて、今後の話として荒川のほうは確かに人口が減らずに推移しているようなところもあるし、高層階にはなかなか足の悪い方は住めないというようなこともある。うちのほうへの入居希望がどのぐらいの推移かというのはちょっとつかみ切れていないところもあるが、今後県内ではまだちょっとなかなか補助金を出して一般のアパートに住んでもらう、公営住宅代わりにというのは若い世帯、子ども世帯を住ませるような特殊な政策のものでない限りはなかなかないのだけれども、ちょっと研究のほうは、全国的にはそういうところがあるので、ちょっと研究しながら長寿命化の計画に併せて検討していきたいと思う。

姫路 敏

ぜひ検討していただいた上で、今荒川地区のほうは人口もそんなに減っていないし、いい具合でいっているから、そこら辺を含めて、そういうやり方をすると大変周りのアパート経営者にも喜ばれるはずだから、ぜひ副市長、ちょっと考えて検討してもらいたいなということだが、いかがか。最後に。

副市長

今ほど都市計画課長が申し上げたように、他の自治体の事例等も参考にしながら、確かに人口減少に伴いながらも地区によっては減少率にもいろいろ差がある。それ

と併せて全体的な住宅事情、それらも勘案しながら研究していきたいというふうに思う。

菅井 晋一 152Pなのだけれども、日本海沿岸東北自動車道の事業の中で3番目の繰越明許分だが、繰り越したのは840万円、執行したのが315万円か。この差はどういうことか。
建設 課長 当初、今現在基本計画ということで作り上げているけれども、その後実施に向けては国と一体型でやるということで、国のいわゆるやっていただける分と私どもでやらないといけない分の区分けと、それから實際上、実施するとききちっとした経営も含めた形での規模とかも決めないといけないということで、国ともいろいろと協議させていただいてきたのだが、基本設計をやってしまうともうそこで確定してしまうということで、国のほうの方針が定まらなかったために一旦繰越しをさせていただいたのだが、最終的にもぎりぎりまでちょっと国のほうの方針が定まらなかったということで、ただロングランプのほうからいわゆる道の駅に来るアクセス道のほうは先行して進めたいということで、仮設道路にもなるということで、そことの高さの調整の関係だとか、それから今後日沿道の残土が出てきたときにいわゆる造成の盛土がどの程度になるのかということで、つかみたいということで一部の造成設計だけをやらせてもらったということで、手戻りにならないような形でということで当初見込んでいたものよりかなり小さい形での設計になったということである。

菅井 晋一 なかなか国との協議もあるし、どんどんと進めるわけにもいかないのだろうけれども、せっかく予算取ったのが余って大きく残してしまうというのは本当にもったいないような気がするので、せめて次に切り替えて別なものをやるとか、やっぱり積極的に進めていただきたいと思う。以上だ。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

なし

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第125号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

○以上で当分科会に付託された案件の審査を終了し、当分科会の報告を分科会長に一任することを決め閉会する。

分科会長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午後 2時39分）